

平成29年度第3回広島市景観審議会車体AD専門部会 【議事概要】

1 開催日時

平成29年11月29日（水曜日）午後2時～午後3時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者等

- | | | | |
|-----------|----|--------|--------------|
| (1) 出席委員 | 委員 | 伏見 清香 | (ふしみ きよか) |
| | 委員 | 森保 洋之 | (もりやす ひろし) |
| | 委員 | 大田 正樹 | (おおた まさき) |
| | 委員 | 柏尾 浩一郎 | (かしお こういちろう) |
| | 委員 | 坂本 貴寛 | (さかもと たかひろ) |
| (2) 協議関係者 | 9名 | | |
| (3) 一般傍聴者 | 8名 | | |
| (4) 報道関係者 | 0名 | | |

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事

車体広告の特例許可に係るデザイン協議について（車体広告の特例許可3件）

議案の1 広告主：株式会社ミツヤ
広告代理店：株式会社みづま工房

(広島電鉄市内路線電車1台) 【新規】

議案の2 広告主：株式会社ヤクルト
広告代理店：株式会社電通西日本広島支社

(広島電鉄市内路線電車1台) 【新規】

議案の3 広告主：イオンモール株式会社
広告代理店：株式会社 近宣広島支店

(広島電鉄市内路線電車1台) 【新規】

- (3) 閉会

- (4) 会議結果

議事 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について（車体広告の特例許可3件）

別紙のとおり

平成29年度第3回 広島市景観審議会車体AD専門部会会議結果

議事 車体広告の特例許可（広島市屋外広告物条例（昭和54年条例第65号）第27条第1項第3号の規定に基づく諮問）

議案の1 広告主：株式会社ミツヤ
代理者：株式会社みづま工房

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（11/29）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
<p>《全体》</p> <p>①配色について、圧迫感や暑苦しさを感じられるため、明度差をつけ、色の修正を行ってください。</p> <p>②ロゴや企業マークについて、全体的に大きさや行間を縮小し、すっきりとしたデザインとなるよう調整してください。</p>	<p>《全体》</p> <p>濃い赤の部分を含めた曲線を上にずらし配色の分量を修正しました。</p> <p>②ロゴを縮小し、キャッチコピーと70周年マークの間を調整して、片面ごとに強調したいロゴを使い分けるよう修正しました。</p>	<p>《全体》</p> <p>①今回のコンセプトである「レトロ感」を出すには、当初デザインに近づけた配色にする方がよいと考えられます。面積効果も考慮した上で再度検討を行ってください。</p> <p>②ロゴ周囲の白い縁取りは取り止めた方が「レトロ感」が出ると思われます。配色も含めて再度検討してください。</p>	<p>《全体》</p> <p>①検討します。</p> <p>②検討します。</p>	<p>修正意見への対応を条件に、許可に差支えないものとする。</p> <p>なお、修正意見への対応状況については、部会長が修正デザインを確認し判断する。</p> <p>修正内容</p> <p>《全体》</p> <p>①コンセプトである「レトロ感」が出るような配色となるよう修正を行う。</p> <p>②配色を踏まえ、ロゴ周囲の白い縁取りの修正を行う。</p>
<p>《側面》</p> <p>意見なし。</p>	<p>《側面》</p> <p>—</p>	<p>《側面》</p> <p>①側面のロゴについて各側面でロゴの大きさを変えていますが、どちらか一方に統一してもよいと思います。サイドのウェイトのバランスについて再度検討してください。（任意）</p> <p>②文字のラインが上寄りになっているため、配色やレイアウトを考慮した上で調整をしてください。</p>	<p>《側面》</p> <p>①検討します。</p> <p>②調整します。</p>	<p>《側面》</p> <p>①サイドのウェイトのバランスについて検討を行う。（任意）</p> <p>②文字のラインが上寄りになっているため、配色やレイアウトを考慮した上で調整を行う。</p>
<p>《前面・後面》</p> <p>前面と側面の切替が不自然のため、前面の上段の濃いオレンジ色の部分の側面への繋がりについて、再度検討してください。</p>	<p>《前面・後面》</p> <p>オレンジのラインは側面のみとし、前面及び後面への不自然な繋がりを解消しました</p>	<p>《前面・後面》</p> <p>意見なし。</p>	<p>《前面・後面》</p> <p>—</p>	<p>《前面・後面》</p> <p>修正なし。</p>
<p>《質問》</p> <p>質問なし。</p>	<p>《回答》</p> <p>—</p>	<p>《質問》</p> <p>質問なし。</p>	<p>《回答》</p> <p>—</p>	

平成29年度第3回 広島市景観審議会車体AD専門部会会議結果

議事 車体広告の特例許可（広島市屋外広告物条例（昭和54年条例第65号）第27条第1項第3号の規定に基づく諮問）

議案の2 広告主：株式会社ヤクルト
代理者：株式会社電通西日本広島支社

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（11/29）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
<p>《全体》 肌色が全体のほとんどを占めており、バランスが悪いため、メリハリのある配色となるよう再度検討を行ってください。</p>	<p>《全体》 ①基調色の肌色については車体全体ではなく、白い帯部分を上下に施し、メリハリをつけました。</p>	<p>《全体》 背景と商品の配色について、背景との差をつけるよう、商品自体に影をつけるか、商品を光らせるなどの調整を行ってください。</p>	<p>《全体》 調整を行い、何パターンかの修正案を作成します。</p>	<p>修正意見への対応を条件に、許可に差支えないものとする。 なお、修正意見への対応状況については、委員全員が修正デザインを確認し判断する。</p> <p>修正内容 《全体》 背景と商品の配色について調整を行い、何パターンかの修正案を提出する。</p>
<p>《側面》 逆さに向いたボトルやドアや窓部分で切れている巨大なボトルやキャラクターなどについて違和感があるため、大きさやレイアウトについて再度検討してください。</p>	<p>《側面》 ①逆さまのボトル表現は無くし、商品やキャラクターのサイズを全てパーティングライン、窓枠、ドアなどにかからないように縮小することで、煩雑さを解消しました。</p>	<p>《側面》 キャラクターや商品について、修正により大人しくなりすぎている印象を受けます。パーティングや窓等にかからないところは大きくし、商品やキャラクターを色々な角度に変えることでヤクルトの楽しさが出ると考えられます。キャラクターや商品のレイアウトについて再度検討してください。</p>	<p>《側面》 検討します。</p>	<p>《側面》 キャラクターや商品のレイアウトについて修正を行う。</p>
<p>《前面・後面》 前面と側面の切替について整合するよう修正してください。</p>	<p>《前面・後面》 電車の白い帯部分が前後左右側面で合致するように修正しました。</p>	<p>《前面・後面》 意見なし。</p>	<p>《前面・後面》 —</p>	
<p>《質問》 質問なし。</p>	<p>《回答》</p>	<p>《質問》 質問なし。</p>	<p>《回答》 —</p>	

議事 車体広告の特例許可（広島市屋外広告物条例（昭和 54 年条例第 65 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づく諮問）

議案の 3 広告主：イオンモール株式会社
 代理者：株式会社 近宣広島支店

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（11/29）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
《全体》 意見なし。	《全体》 —	《全体》 意見なし。	《全体》 —	許可に差支えないものとする。
《側面》 ①上部の URL が右上より左上が大きい ため、右上の大きさに縮小するよう 検討してください。	《側面》 ①左上の URL 文字サイズを、 右上 URL 文字サイズと同じサイズに 修正しました。	《側面》 意見なし。	《側面》 —	
《前面・後面》 意見なし。	《前面・後面》 —	《前面・後面》 意見なし。	《前面・後面》 —	
《質問》 質問なし。	《回答》 —	《質問》 質問なし。	《回答》 —	